平成２２年（フ）第１０７９号
大阪府藤井寺市野中４丁目９番９―205号
債務者　出口　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０８９号
堺市東区菩提町２丁102番地６
債務者　栗川　嘉光
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１０９号
大阪府羽曳野市西浦４丁目５番13号
債務者　小池　寿子（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
香川県東かがわ市伊座５番地１
債務者　浦上じゆん
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９４号
北海道室蘭市中島町１丁目８番３号
債務者　小嶋　万昌
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
北海道室蘭市祝津町２丁目４番12号、前住所北海道室蘭市御崎町２丁目４番18号
債務者　菊地　由生（旧姓野呂）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
北海道白老郡白老町川沿２丁目２番２―304号　美園団地Ａ棟304号
債務者　久米美沙子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
岩手県岩手郡葛巻町江刈第42地割10番地６
債務者　外山　正男
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４２９号
岩手県岩手郡葛巻町江刈第42地割10番地６
債務者　外山せん子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４７１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子726番地13サンコーポスゴ202号
債務者　佐々木　勝
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４０２号
新潟市秋葉区程島1087番地
債務者　佐々木健作
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６４号
大阪府泉南市樽井５丁目28番９号、前住所大阪府泉南市男里３丁目12番36号
債務者　常幸　直美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
大阪府岸和田市作才町1221番地ロジュマンワイテー202号、前住所大阪府岸和田市北町13番22号
債務者　臼井千鶴子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５６３号
大阪府泉大津市要池住宅７番906号
債務者　大西　尚子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８６号
大阪府和泉市幸２丁目５番30―205号
債務者　林　しげ子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
大阪府泉佐野市鶴原４丁目３番26号
債務者　杉岡喜代子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６０９号
大阪府岸和田市岡山町415番地の７
債務者　幅田　文子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６１４号
大阪府泉佐野市笠松２丁目６番７―208号、前住所大阪府大阪市此花区酉島４丁目１番１―811号
債務者　久保田絵美（旧姓讃岐・森田）
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係